

躰の問題について心理的基礎について考えれば、決して無理押しに押しつけるものではありません。坂元先生が問題になさつた様に一つの段階を取り上げたことになりませう。

結論を言えば、子供の成長發達の過程に於いて、どの子供にも一應與えるべきものがあり、文化的生活に引入れるために與えるべき躰があり、これは押しつけや無理強いをしなれば個性をのばして行くこと、決して矛盾はしない。但し幼児に於ける躰はその考え方に於ては、どこまでも嚴格でありたいと思つていきます。

時間も過ぎた様ですからこの邊で。(拍手)

司會者——最後に上村先生にお願ひ致します。先生は兩親教育に大きな貢獻をしていらつしやる方であり、その一方幼児のためにもいろいろ研究しておられます。

○訓練と自由

日本女子大學 上村 哲 彌

上村氏——先づ最初に結論を申し上げますと、「しつけと自由とは互に對立し、排除しあうものではなくて、相互に補ひ合うものであり、従つて幼児教育においては、兩者は手をつなぎあつて行かねばならぬ性質のものである」という、常識的な立場を、私は取つているものであります。ところがこのような見解は、どちらかと申せば常識的ではなくて、しつけ

と自由とは互に相反するものであり、相互に兩立しがたいものであるかのように考えられがちであります。とくに終戦後においては、日本人の社會が、民主主義的なものへと急轉回させられましたが、民主主義的な思想や、生活様式に對しては、元來不慣れた日本人のことでありますので、自由としつけとの關係に對する考へ方に混亂をきたし、子供の取り扱いや、教育の衝に當る、兩親や教師たちの間においても、子供に對して與えらるべき自由の限度や、彼れらに對して加えるべきしつけの限界、竝にこの兩者の間の調節についての迷いが、一層大きくなつて來ている、という實狀のようでありませう。終戦直後においてはとくにその傾向がはなはだしく、自由と放任とがはきちがえられ、しつけや訓育という言葉は、民主主義教育のタブーであるかのようにさえも、あやまり信ぜられることがしばしばあつたのであります。

前にのべたようにほんとの自由とは、申すまでもなく、單に外部からの束縛や、強制がなくなることではなく、われわれ人間が、自律的に内から自分自身を、支配することの出來る状態を指すのであります。生れながらの衝動的な欲求をむき出しに、さらけ出すぶしつけな野性的自由ではなくて、しつけられた自由、しつけを通して獲得された自由こそ眞の自由であります。これを他の面から説明すると、幼児のしつけとは、自分自身の行動(言葉をも含めて)に對して道徳責任をとることのできる人間に子供を育て上げることであり、他人から命令されたり、外から支えられたりするこ

となしに、責任ある独自の行動をなすことのできる人間となすことであります。即ち、しつけの目的は、一言にしていえば、もはや所謂「しつけ」の必要のない人間を作ることにあるのであります。

しつけの目的が、このように、自律的自由をもつ人格形成をたすける、ということであるとすれば、その目的を達成するため、手段としてのしつけもまた、自律的なものでなければならぬ筈であります。英語においても、國語においても、元來積極的の教育的な意味をもつて生れたしつけという言葉が、日本でも、英米でも軍隊式のきびしい訓練や、外律的な自由の拘束を意味するようになり、特に不従順な者を厳罰に處することを意味するようになったのであります。そのため、しつけと自由とは相對立する概念として互に容れないものかのように、あやまり信ぜられるという、結果になつてしまつたのであります。

教育、とくに幼児の教育においては、絶對の自由放任ということは、到底許されないと柄であり、子供自身の安全と、幸福という點からだけでも、或る程度の自由の拘束は、どうしても避けられないのであります。カンサス大學のフォイラー教授が、しつけは子供にとつては不可缺であり、それは子供の本質から来る、議論の餘地のない事實である、として次の四つの理由を擧げているのであります。

第一に子供は生れながらにして無力である、彼れは全く無知であり、従つて一切の事柄を學ばねばならぬ。第二に子供

の心生活は、最初の間はすべての點において未分化である。運動、空間、時間、位置、事物、等の世界は、彼れにとつては數年間にまたがる、擴張と分化の過程を通じて、漸次に實在のものとなつて來るのである。第三に子供の世界は内から外へとひろがつて行く。此の子供の世界の自己中心性こそは彼れがその出發に當つては、そも／＼非社會的な存在であることを意味するのである。第四に子供は成長しつゝある。彼れは生れついでに探究者であり探見家である。彼れの自發性は訓練されて居らず、矯められてはいない。彼れの好奇心はほとんど無際限である。彼れは洞察や先見を缺いているので何ら抑制というものをもちない。

彼れの目標は直接・端的であり、そして即時達成を要求するものである。子供は自分の目的を先に見送ることを學ぶ必要があるのである。フォイラーは以上の四點を擧げて、此の兒童の自由と探見とへの要求は往々にして、成人の側において、しつけを行うことを必要なりとする態度や、精神を醸成せしめる状態を生み出す要因であると言つているのであります。子供は、彼れ自身の生命の安全のためだけにでも、最低限度の拘束と、しつけとを必要とするのであります。

このように、子供の本質からして、しつけは、必要缺くべからざるものとなるのであります。一方においては、彼れの所屬する社會が、その存立と發展の必要上から新しく生れてくる子供を、いやおうなしに既成の文化の型にはめこんで行くのであります。シカゴ大學のロバート・パーク教授が、

「人は生れながらにして人間たるものに非ず (Man is not born human)」申しましたように、生れたての赤ん坊は人間の中に於いて育て上げられ、既に文化の影響をこうむることによつて、はじめて人間として形成されるのであります。かような社會化の作用こそ、もつと廣い意味においてのしつてであるということができます。

一方には至上命令的な、しつて一點張りの考へ方と、他方には無制約的な自由の主張とが兩々對立することになるのであります。けれども甚だ陳腐ではあります。眞理は中間にあり、實踐の道は合理的な妥協にあるのであります。最初に結論として述べましたように、いわゆるしつてと、いうところの自由とは相たつさえ、相補いあつて、幼児保育にそれぞれ役目を果たすものであると見るのが正しいのであります。しつては、一つには子供自身の本質から考へて、どうしても必要であり、また一つには社會の維持發展のために、不可缺なものであることを手短かに述べましたが、それならばこのしつては外からの無理な押しつけや、上からの力強い抑壓をもつてする以外に方法はないものでせうか？ それを私どもは考へて見る必要があると思ひます。しつての目的が終局において、最早やしつてを必要としない、自律的な社會人をつくるにあるとすれば、その目的を達成する手段として他律的、強制的な方法によるということは矛盾ではないかという疑問を、私は初めの所で出しておきましたが、しつての方

法が此の他律と強制の手段以外には見出されないと致しますれば、このような疑問は無意味な論理の遊戲でしかないのであります。ところが幸いなことには、科學的な兒童研究が進むにつれて、子供の本質に對する理解が深まつて參つたので、幼児のしつては徒らに外からの強制よりも、できるだけ自由にして子供の本質をのばすことによつて、よりよく行われるものであることが、明かにされるようになったのであります。子供のしつては、フォイラーの擧げたような、理由によつて、いやでもおうでも必要であります。子供の本質の中には、大人が無暗に外部から強制を加えたり、無理に抑えつけることによつて、しつてをするよりは、むしろ自發的に内から出てくる力を活かし、その性質を利用して積極的、建設的に、良習慣を打ち立て、やり、惡習慣の形成を防止したり、すでに出来上つたまちがひを矯めたり、することのできるようなものを、子供がその本質の中にちやんとそなえているのであります。換言すれば、子供は成人のしつてや、社會の陶冶作用を、進んで迎える裝備を内部にもつていて、ということができるのであります。

この基本的要求の満足のために、子供は自ら進んで、外からの文化の形成作用を、積極的に受け容れ、彼れの所屬する社會の文化や傳統の影響の下に、その所屬社會の要求するよきな、適應の類型を、自ら進んで身につけて行くのであります。即ちしつてられるのであります。これを大別して「安全への要求」と、「活動への要求」の二つとすることができま

す。人間の赤ん坊はすべての生物の中でも最も無力なものでありますから、母親の愛によつて守り育てられない限り、一日否な数時間といへども生存することができません。従つて赤ん坊や幼児は非常に強い安全感への要求をもつています。

(と申しても赤ん坊がそれを自覺しているというのではありません)全く母親に生命の安全を託している赤ん坊にとつては、その安全感の保證となるものは母親の愛情であり、それについては父親の愛護であります。子供は何よりも先づ親の愛と、親に受け容れてもらうことを求めます。そのためには子供は喜んでその他の欲求を犠牲に致します。

従つて両親または両親の代りとなる人々(保母や教師を含めて)が、子供の正しい要求は常に例外なく適當にこれを満足させてやり、正しくないものに對しては常に例外なく嘉納を與へないということ、厳格に實行することができぬならば、子供は自然に、社會的に認められるような、良い習慣のもち主となることができます。従つて無理矢理に強制暴力を以て臨まねばならぬような、しつけないものは殆んどなしにすまされるのであります。

いま一つの基本的要求である、活動の要求もまた、人間の幼児においては實に旺盛であつて、精神的、生理的にひどい缺陷のない限り、幼い子供は、しばらくも、じつとしてはおられないのであります。此の自然で自發的な幼児の活動性こそ、人間の自己實現への欲求を代表するものであつてそれは自主獨立の精神や責任ある言動等の習慣を生み出す原動力と

なるものであります。此の子供の活動性の意義と價值とを周圍の成人たちが、初めから正しく認識し、評價して、彼れの行動を(言葉をも含む)抑制する代りに社會的に是認される正しい方面へと導き入れることをするならば、子供は心からの喜びと、満足とを以て、適正安當な良習慣を身につけるであつて、誤つた言動や、不良行爲を防止したり、矯正したりするために、往々にして行われる、諫止や、叱責や、懲罰などのような、劇的なしつけの事態というものは、家庭や幼稚園から、殆んど完全にこれを追放することができるのであります。

時間がないために、味もそつけない公式的な説明を致しましたが、先頃C、I、E主催の教育長等講習會の指導のために來朝していたコロンビア大學のジャーシールド教授は、子供の中には相互に相反する二つの傾向があり、それらは別々に切りはなすと、互に矛盾し對抗するように見えるが、實は相互に相補つて、子供の發達を助けるものであるとして、

(一) 両親(竝に一般成人)に依存しようとする傾向と、その反對に自由獨立への傾向：“Dependence—Independence”及び(二)自己中心で何でも自分を押し通そうとする傾向と、反對に他人に聽従し、他と協力しようとする傾向“Self-centered—Outgoing”の二つを擧げています。そして此の二對の傾向は何れも、赤ん坊の早い時期に現れるものであつて、子供のしつけの上から考へて、両親や教師の側において、これらの傾向に對して適當な發達の機會を與へつゝ正し

く指導して行く必要のあることを説いています。ジャーシールド教授らの此の二對の相反しつゝ相補う傾向は、安全への要求と活動との要求を、ちがつた立場から説明したものと、いふことができるでありましょう。何れにしてもこれらの傾向なり要求なりというものを、しつげの原動力として活用するために、デリケートな心づかいや手頃が要り、その取扱いをあやまると、大きな失敗を招くのであります。

時間がありませんで具體的な説明は一切省きます。

しつげにおける子供の自主性の尊重を一層積極的に評價するものは、シカゴ大學のチェーヴ教授の見解であります。子供の人格の形成は、單に遺傳と環境とによつて支配されるだけではなしに、「成長する自我」というものが、子供の人格の發達の重要な因子としてはたらいっている、と同教授は見るのであります。

以上のように見て來ますと、幼児のしつげは必要ではありませんが、そのしつげは單に子供の自由を外部が拘束したり、上から權威を押しつけたりするものではなくて、子供の本質として備わつている自主性、發動性、創意、活動性等を正しく認めて、自由な自己責任によつて行動する習慣をできる早くからつけてやる、自律的なしつげというものが必要であることが解るのであります。親たると保母たると、教師たるとを問わず、幼児教育の責任の地位にあるものゝ心懸ねばならぬ第一のことは、しつげをその本來の語源的意味にかえてそれを自主的、自律的なものとして把握し、子供自身の内部

から、自發的に出てくる自由なはたらきとして、しつげをいからす、ということでありませう。

それは空想——荒唐無稽な空想でないまでも、少くともそれは理想であつて絶対に強制や自由の拘束を伴わないようなしつげは行われ得ない、いや多くの場合においては體罰さえも必要である、との主張が常に到るところにあります。勿論知慧も十分に發達せず、道理も解らず、經驗も乏しく、きゝわけもない幼児に、向つて、すべてを理性に訴えて判斷させ得ると思ふ位馬鹿々々しいことはありませんから、幼ない子供の場合には文句なしの躰けの必要もしばしばあります。併し子供は成人がふつうに考へるよりは、もつともつともものわかり、きゝわけもよいものでありますから、子供の理性の發達に従つて、できるだけ子供になつとくの行くような取り扱いをすることが必要であります。子供の發達にともなう、いわゆる反抗の時期というものが、特に滿三歳から五歳位の男の子の場合には、手に合わぬ無邪氣ぶりを示すものであります。両親が子供の性質をよく了解して適當な處置をすることを心得てゐるならば、いわゆる反抗期における葛藤の多くのものは、起さなすことができますのであります。今日では、ハシカや、百日セキ、オタフク風邪は、幼児時代に一度はかゝらねばならぬものとする迷信はもはやなくなりつゝあります。肉體的な病氣の感染とちがつて、幼児の心理的な反抗期は、發達の不可避の過程として考へられるものでありますから、これを全然なくすることは、人格の發

達を停止させることになりませんが、併し親や教師の理解と聰明によつて、この時期におこつてくる多くのいわゆるしつけの事態はこれをさけることができ、または緩和することは十分にできるのであります。これを社會の立場から見ると、すべての社會は、いやでもおうでもしつけを要請するといつても、民主主義社會の要求するしつけは、原始社會や、封建社會や、全體主義的社會において見られるような、外律的・專制的、教權的な絶對至上主義的しつけではないのであります。そのようなしつけによつて作り上げられた、習慣や、心的態度や、性格は、民主主義的社會の構成員として行動し、活動するのに不適當だからであります。原始社會は既に述べたように、すべて集團の慣習や習律の支配を受けて、個人が自由な理性の判斷に従つて行動する餘地はなく、封建社會や全體主義社會においては、一人又は少數の支配者や、指導者の命令によつて動くのでありますから、大衆たる個人は自律的判斷や行動を必要としないのであります。これに反して、民主主義的社會においては、一人々々が自律的人格者であるところの構成員の自由な理性の判斷と、合意とにもとずいて社會的行動がなされねばならないのでありますから、個人は自律的な責任の主體として獨立自存ができなければならぬと共に、他の個人たちの權利と、自由と、人格の價値とを尊重し、互に信頼し、協同して共通の全體的目的を達成することができなければなりません。このような人間の形成のための幼児のしつけは、絶對的な命令服従を強うる專制主義や獨裁

主義的な手段方法を以てしては行われ得ないのであります。

しつけは最廣義において、自己中心的な子供を、社會化することであると申しましたが、社會化の過程においては、子供の意志と、社會の標準との衝突は避けられないのであります。その場合に固定化した社會の標準が常に正しいかということになれば、決してそうだとは言い得ないのであります。のみならず過去に屬する既成文化の標準が、未來に屬する兒童の本性にうまく適合し得ないということは、殆んど例外なしに起り得る事柄なのであります。固定した文化の標準が日々に成長發達しつゝ、兒童の能力や要求に適合し得ないものである場合には、終局においてしつけの目的は達せられないのであります。

文化の自己反省とは、子供のしつけの關する限りにおいては、既成文化の代表者である、親や教師のしつけに對する考へ方が動的なものとなり、弾性のあるものとなることでもあります。

子供に無制限な自由をあたえるということは、正しいしつけから見ると許されないことであるが、親や教師が子供を拘束したり、きびしいしつけを以てのぞむ必要があると考へる場合には、先づ第一に冷靜に自分自身を反省することが肝腎であります。親や教師が子供に對してしつけの必要があると感ずる場合、よく／＼反省して見ると、しつけを要するのは子供はなくて、成人であるという場合は實に數知れないほど多いのである。若しも幼児がしつけられねばならぬとすれば

その衝に當る成人たちも亦、同時にしつけられていなければならぬのであります。その意味において自由を拘束されねばならぬものは子供ではなくして、却つて成人たちでなければならぬのであります。成人が自ら反省して自己の無意識な衝動の突發の自由を抑え、自分の情緒的激動を調節することのできる力の限度に従つて、子供たちの上には眞の意味においてのしつけが行われるのであります。正しいしつけにおいて必要とされるものは、成人の自制であり、自己克服であつて、決して子供の側における絶對の従順と屈従であつてはならないのであります。

曩方の問題の權威である米國のトーム博士の如きも親や教師の子供に向つて要求する服従が如何に道徳的價値の低いもので性格教育の上から見て如何に危険なものであるかを、常に力説しているのであります。正しいしつけのために何もにもまして大切な要素は、子供が親や、教師によつて愛されておられ、そして安心して甘えることができるとの自覺をもつておられることである。このことは特に幼児のしつけの場合において特に必要であります。

子供に徒らに放縱をゆるしたり、猫可愛いがりをしたり、我まゝな甘え子にしてよいというのではないが、子供の取扱ひに當る母親や、これに代る保母や教師の第一の資格は、先づ心からこれを愛して、その人の前にはどんなことでも許されるという信頼感から来る、心の自由——眞の意味における自由を、子供に與えるということである。子供が絶對無限の

價値として、何もものにもまさる熱愛の對象となる時、そしてそこに何らの利己的な動機もなく純粹にその子供の幸福を念願する教育愛が母親と教師の胸をしめる時、はじめて眞のしつけの素地ができ上るのであります。山鹿素行先生が「人の父となりては慈に止る」という大學の章句に千金の重みを見出したのは遠見といわねばなりません。

しつけと自由の問題については、まだ／＼多くの問題が残されています。特に幼児の保育に關して此の問題を取り上げながら、具體的な場合についての事例的な解説をしないでは意味をなしません。時間がありませんので、これで打切りと致します。尻切れとんぼになりましたが、司會者並びに會衆の皆様は御静聽を感謝いたします。

司會者——時間が少なくて残念ですが、この貴重な時間によい質問をする爲、一分間目をつぶり考えたいと思ひます。

(一分間黙想)

森脇(愛育研究所)——坂元先生にお伺いしたいと思うのですが、今迄の諸先生のお話で自由と躰は矛盾をするものでなく時限を異にするものである事は、よく分かりましたが、そこで問題になりますことは新しい躰に於ては、自由がその條件になるのではないかという事、即ち躰が今迄のように一方的に決められたところを實行すると云うのではなく、いろ／＼な事をやつて見る自由、實驗の自由が與へられるべきであると思ひます。何が故にその躰が必要であるか知らされ

ずこれを盲目的に行うのではなく、嫉の意味を自らの實際によつて發見する自由が必要であると思います。そう云う意味で、新しい嫉には、その方法に於て自由が含まれていなくてはならないと思います。

第二の問題は、新しい教育に於ても嫉は必要である事は確かですが嫉の内容が異つて來なければならぬ。今迄なら上の人の云うことは是非に拘らず従うというのが一つの嫉であつたとすれば、新しい嫉に於ては、自分の主張すべき事は主張するという事が大切であると云う様に、それ／＼嫉の内容が異つて來る。それ故、どんな嫉が新しく要求されているかが示される事が大切だと思つて如何てしよう。

以上二つの點について御考へをお伺いしたいと思います。

坂元氏——御意見の通りと思います。方法として種々自由とゆうものと、自由を尊重するかとゆう違いでなくそれで内容的に考えるので、例えば私が實際的な見解を申し上げたのだが、實際的な方法にしても子供が大人の領域に入つても叱からないとゆうのでなく、やはり叱らなければならぬ。しかしその場合、上村先生がおつしやる様に両親の愛情が、どつちの道にいつても結局愛情で持上げてゆくとよいと思ひます。

兒玉（日本女子大）お三方に質問します。おつしやる事はごもつともであります。例えば、自由と言つても環境が壓力を加えているのであり文化が環境づけているのであり、一種の社會統制の様な事であります。小さい子供達が溺れるのを引

つばつてゆくので問題は理論ではなく、現實にあり、亂暴者は何處にもあり、保育をしている時、亂暴ものが邪魔して仕方がない。他のものが處罰してくれるのはそれでよいがそういう様な事が起つてくるのであつて、實際の場合どう處置するか、理論はそうであるが實際ではどうであるか御意見を伺いたい。

山下氏——具體的な扱いについては心理的でありかたにあり、亂暴者の場合、保育要領中に出ているので、例えば特權をうばうというように、具體的のものが出れば、それ／＼の場合に一々具體的な方法が出て來ると思ふ。亂暴者というものをどの様に見るかは、その保育者によつてとり上げ方がちがうが、私が亂暴者とみても○○さんは亂暴とみないと同じ様で問題のとり上げ方がちがつてくると思ふ。具體的の事については條件を考えて子供がやるべきで場合と考へていただきたい。

上村氏——山下先生の言はれた様に、問題はこれを問題として持つ事で、處置をしてそれによいのではない。これを病氣の徴候としてみるか又は何でもなく見るか、見る人によつてそれが違ふが、その見方、とり扱い方が正しくなる様に勉強を今日からお始めになる様にお願ひします。（拍手）

寺田氏（品川上大崎）——私共のところの様に違ふ年齢の子供を一緒に保育している時には、發達が異なるので扱い方がむづかしいと思ひます。三歳と五歳とでは叱ることも、それ／＼に違つてくる。年齢によりしつけ方が違ふと思ひます。

如何でしょうか。

讀賣新聞に先生方の「叱ることに對する御意見が出ていました。子供はしてはいけないと知つてもすることがあります。そして母の言うことは少しもきかず、父の言うことならきくということが多いのですが、この叱るといふことはどういふ風にすればよいでしょうか。

山下氏——讀賣新聞に出たのは、果して私の言つた通りに出たかどうかわかりません。しかもあれは對談の形式にかゝれていますが、あれは個々別々に尋ねてそれを勝手にあの様な形式にしたのですから責任は持てません。

叱り方については具體的な問題として考えれば、叱らずに大きくすることは出来ません。叱るといふのはブレーキをかけることです。つまりその叱り方に問題があるので、だら／＼と叱るのではきかなくなりません。母親の言うことをきかないのはその爲でしょうか。

五歳の子供が仲間に入れないでブラ／＼しているのは、保育要領にもある様に、社會的グループに入る心理的成長過程にあるためであるか、又は現在に缺陷があるのではないかなど、よくその一人の子供に對する病的傾向を診斷して原因をたしかめ、それに應ずる處置を取る様にしてほしい。具體的な一つ一つの問題に對してはそれ／＼に考えねばならない。

司會者——もう時間が参りましたから。

兒玉氏——今仰言る事はよくわかりませんが、甲の人が叱る程度、乙の人が叱る程度が同じであつても幼児は違つてきま

す。子供が違つてくるのはその人が根本的に訓練主義か自由主義かによるのであります。

もう一つ、保育要領によつて叱つた子供が少しもよくならない時があります。却つていぢけてしまうこともあるのですから、結局は個々の問題で、その人が訓練とか、自由とかをどの様に身に解しているかによるのであります。

司會者——大へんよい事を補充して下さいました。その通りです。

司會者——時間が参りました。今日のシンポジウムで非常によかつた事は、あざやかな解決をみることなしに、めいめい問題を持ちかえり、生きたその問題を現場に於いて研究して下さり、研究會の折に發表して頂き度い。今は過渡期でありますから、自由も訓練も深く研究してほしい。最近「菊と刀」といふ本を見たが、これはアメリカの婦人が書いたので、日本の教育の痛いところをついてゐる。嫉の問題について何か／＼あります。

ルールがあるから汽車は自由に走るので、自由な生活をさせる爲に、子供にする嫉が大切である。考える自由、選ぶ自由、行う自由、訂正する自由、協力する自由がある。自由は欲望や本能のまゝに動くのではない。

今のアメリカは平等感によつて始められ、生活にもそれがしみこんでいます。日本では今まで上下關係によつて文化を作つてきた。權威に對して服従するというのでなく自由な服従にして行きたい。平等からいへば議會政治が（二七頁へ）

しかし、こうした實驗や研究は、普通の子供のレクリエーションの研究のためにも、頗る重要な資料になるばかりでなく、こうしたケース・スタディ的な考えをも、實はもつと、もつと、レクリエーションにとりいれるべきだと思つたのである。たとえば、ある一つのグループでゲームをするにしても必ずその中には、色々な性格や特徴をもつた子供が、それぞれいるはずである。特に保育の問題に於いては、その一つ一つをスポイルすることなく、しかもグループ全體を育てなければならぬのであるから、必ず、どの遊びの中でも、一人一人の子供にも注意をはらつて、その特性から、そのグループ・ワークに於ける位置をきめてやらなければならないと思つたのである。

以上、だいたいままでのレクリエーション研究會の研究活動を通じて、述べられることを、調査研究を受持つ一委員として、發表した次第である。

参考文献

- J. R. Sharman, Introduction to Physical Education, 1934.
- G. D. Butler, Recreation, 1943.
- The 2nd Report of the central advisory comitee for Education 1948.
- Recreation, a monthly magazine. (U. S. A)
- 前川峰雄、體育とレクリエーション(學校體育)一九四八

年

垣内芳子編、子供とレクリエーション 一九四九年
など。

(三十二頁より)

(竹田氏稿つゞき) 第一部の問題が保育に關する知識の度を示すものとすれば、第二部の問題は保育的知識を通しての適應性をあらわすものと見なされる。このような適應性は年少時においても乏しく、また年長者においても乏しくなる。新しい保育の方法、新しい保育の領域についての教養が一般に貧困であるという事實が指摘された以上、この適應性の大きな年齢において保育を再教育し、その教養を高めることがここに要望されなければならないであろう。

(四十五頁より)

(シンボジウムつゞき) 最高のように二人の約束に權威がある。グループを作つて生活する時には子供たちの約束をして憲法を作り、それに従えぬ時はグループがさばく。全體の自由からえらんだ約束が權威を持つ。つくりしものとつくられしもの、神の前に犯すことの出来ない權威もある。

權威、躰、自由、あらゆる角度より考え、それぞれの場に於いて考え、實施しなければならぬ。今日の會でよい生きた問題を與えられた事を心からうれしく思います。(拍手)